

学校と警察の連携による「香川県学校・警察相互連絡制度」に関する協定について

新緑の候、保護者の皆様には益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は本校の教育活動に多大な御理解と御協力をいただきましてありがとうございます。

さて、現在、全国的に児童生徒を脅かす犯罪や事故等が多発し、県内でも同様な事件が発生するとともに、補導・逮捕に至る事件も多数発生しております。

このような中、学校が責任をもって児童生徒の教育に当たることは当然のことではありますが、近年の児童生徒の問題行動等が学校外へ広がり、学校だけで対応することが困難な状況も見られます。これまでも警察等との連携を図りながら児童生徒の問題行動等への対応をまいりましたが、昨今の状況を踏まえ、さらに一層の相互協力が必要となっております。

このようなことから、県教育委員会と県警察本部は、平成16年4月27日に標記の制度に関する協定を取り交わしました。この協定に基づいて、各警察署は取り扱った児童生徒に関する重大事案については、学校へ連絡することになりました。また、学校でも、警察署との連携が必要と認められる事実について、警察に連絡を行い支援と協力を求めることとしております。

つきましては、下記を参照いただき、協定の趣旨を御理解の上、ご協力をお願いいたします。

記

1 目的

この協定は、学校と警察が児童生徒を健全に育成していくため、児童生徒の非行等の問題について連絡を行うことにより、問題の所在を相互に理解し、自らの役割を果たしつつ、緊密な連携を図りながら、非行や被害のより効果的な未然防止、立ち直り支援等を実施していくことを目的とする。

2 相互連絡対象となる内容

(1) 学校から警察への連絡内容

- ① 問題行動を起こす児童生徒の立ち直り支援が必要と認められる事案のうち、警察との連携が必要なもの
- ② 学校内外における児童生徒の非行の未然防止や安全確保が必要と認められる事案のうち、警察との連携が必要なもの

(2) 警察から学校への連絡内容

逮捕事案については、すべて連絡対象となる。また、これ以外の事案についても、警察と連携して行動し、継続的に対応することが必要と認められるものは連絡対象となる。例えば、以下のような場合等が考えられる。

- 暴走族の一員である場合や暴力団員等との交友がある場合。
- 繰り返しの恐れがある万引等の窃盗事件等で検挙、補導された場合。
- 性の逸脱行為を繰り返す場合や、常習的に家出を繰り返している場合。
- 悪質・重大な交通事故・違反等の場合。